

第 10 回大月市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 5 年 10 月 25 日（水） 午後 14 時 00～午後 15 時 15 分

2 開催場所 大月市民会館 4 階会議室

3 出席委員

1 番	西村 恒男	2 番	矢頭 恵造	3 番	藤本 賢治	4 番	原 泉
5 番	山田 政文	6 番	平山 正幸	7 番	斧田 孝久	8 番	小俣 好三
9 番	小宮 広督	10 番	久嶋 昇	11 番	安藤 睦美	12 番	小俣 英二
13 番	三枝 正幹	14 番	庄司 有紀				

議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 議案第 32 号 農地法 3 条第 1 項の規定による許可申請に対し許可を求める件

議案第 33 号 農地法 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し意見を求める件

議案第 34 号 農用地等利用促進計画（案）に対し意見を求める件

日程第 3 報告第 13 号 転用確認証明交付に関する報告

日程第 4 その他

5 農業委員会事務局職員

事務局長 金畑 忠彦（欠席） 主査 竹下 仁 会計年度職員 岡部 啓三

6 会議の概要

事務局 皆さんお揃いですので、始めたいと思います。互礼を行いたいと思います。ご起立ください。相互に礼。ご着席ください。

只今より、令和 5 年第 10 回農業委員会総会を開催いたします。

開会の前ですが、課長から連絡が有りますので、お聞き頂きたいと思っております。

金畑課長 産業観光課金畑です。お世話になっております。

開会に先立ちまして、いま防災無線で流れました事について、ご報告と
言うか説明と言うか、情報の共有をさせて頂きたいと言うお願いになり

ます。

ご承知の方も既にいらっしゃるかと思いますけど、警察の発表になりますけど、一寸読み上げさせていただきます。

本日警察が認知した時間が〇時〇〇分、119番通報が〇時〇〇分、〇〇〇〇〇〇地内畑の中、場所は〇〇〇〇〇北西700mとしますけど、これは警察が公共施設からの感覚で話をしたのだと思っています。

場所としては〇〇〇ですね、〇〇〇の〇〇〇です。〇〇の高地を超えて行って、〇〇〇に向かう左上の一段の高地と言うか、〇〇〇と言う地域になります。

そちらの方で熊が出没しまして、農作業中に男性の方が襲われました。救急隊により〇〇〇の病院に搬送されました。

熊の体長は1m程で、負傷の状況は確認中と言う事で、報道発表が警察の方から出ています。

大月市役所の方で既に、〇時〇〇分に警察の方から情報を頂きまして対応しております。

資料となっている対応としては、猟友会の方に捕獲、追い払いのお願い、熊は保護動物になりますので、捕獲と言う形は中々出来ない部分ですので、追い払うと言う対応を猟友会にお願いをして頂き、既に猟友会の方で対応して頂いている現状で有ります。

また、警察と共に市内をパトロールしておりますし、今も回っております。

周辺の畑の方に改めて、そういう事が有ったのだよと言う事で、注意と言っても中々出来る事は限られているのですが、クマよけの鈴をやるとかラジオを点けるとかして注意をして頂きたい、もし不要であるなら外に出ないで頂きたいと言う事を、パトロールの中でお願いをしております。

また、防災無線で今流しましたのは、その前に熊の目撃情報が有ったと言う話で、防災無線を流させて頂いておりますし、今、流したのは市内全域に熊の被害が何処であるか分からない、市内どこであってもそういう事が考えられる状況である事も事実ですので、改めて市内にこういう人

的被害があったと言う事をお知らせして、注意喚起をお願いしている部分であります。

当然、学校の方にも情報を共有しまして、登下校の対応もしていると言う状況であります。

農業委員会の皆様には、今回の事で何かお願いすると言う事は有りませんが、そういう事があったと言う事で、もし近くの中で熊に会ったと言う話が有ったら、熊鈴でも付けて最新の注意をして欲しと言って頂ければ嬉しいと言う事で、ご報告させて頂きました。

是非よろしく申し上げます。

まだ、警察の方で発表が出ていないので、中々言える事が少ないのですが、何かありましたらお願い致します。

熊の被害は何かこの辺を噛まれたようですが、〇〇の病院に搬送され、そんなと言う事は聞いていますが、噛まれたと言う事は事実のようです。

命にかかわるような形ではないように聞いておりますけど、一寸不確かな部分ですので申し訳ありません。

事務局 課長の方からは以上です。利用状況調査等で外に出られる方がまだいらっしゃるかと思っておりますので、十分注意して頂きたいという点も、お願いしたいと思います。

それでは改めまして、会長あいさつ、西村会長よろしく申し上げます。

会長 今日のご苦労様です。熊の話ですけど、熊は自分の家の横に柿の木があって、夕方の7時頃風呂に入っていると、柿の木に熊が登って柿を食べてそのまま帰るのですよ。

写真を撮れと言う人が居て、窓を開けて一度写真を撮ったことが有るのですが、映らないですね、綺麗に。

熊ってこういうふうに登って行くのですね柿の木に、顔をこう出して、窓を開けたらワオーと言っていましたね。

先月ですけど、林業の関係の仕事を月に2日程やっているのですが、〇〇〇〇〇〇、昔の名前なのですが、そこの〇〇〇〇〇の〇〇と〇人で〇〇〇の調査に行ったら、殆ど〇〇〇〇に近い「〇〇〇〇」と言う所の山

なのですけど、山を登って行ったら向こうの沢で熊がウオーと言いましたね、それで〇〇は怖がってもうおしましだと言う。

自分は写真を撮ろうかと思ってやっていたのですけど、熊は居ませんでしたね。

林業の関係で熊は山で何度も会っているのですけど、襲ってくると言う事はまずなかったですね。

ただ、熊に接近しない事ですね。みんな鈴を鳴らしてチリンチリン言っていますけど、自分の場合は静かに、熊の足音がボソボソとするのですね、そうしたら近づかない。

何時だったか 1 人で行って、カーブを曲がったら向こうに熊が居て、これはまずいなと思って、後ろに下がって、熊の方は自分に気付かなかったのですけど、でも、その細い道を通して向こうに行って、写真を撮って来なければいけないと言う使命だったので、時間が経ってから通ったら、別に居なかったのではともなかったのですけど、そんな事が何度かありましたね。

子連れの熊はやっぱり怖いですね。ウオーウオー言って、声としたらライオンみたいな声ですね。

だから、とにかく熊のエリアに近づかないと言う事が基本だと思います。

先に熊を見つける。一寸難しいのですけどね。

前に小さいカメラで熊を写した事が有るのですけど黒い点で、黒猫ですねまるで、これが熊と言われても、これしか映らないですね、携帯で映してもそんな処だと思います。

利用状況調査が先月と今月有りまして、どうもご苦労様でした。

新しくなられた委員の方は、大変難しかったと思いますけど、ご苦労さまでした。

自分も利用状況調査に行って、有る所に行ったら畑でキャベツの苗を植えていた人が居て、前々から噂で知っていたのですけど、バブルの初めの頃、今から〇〇年位前だと思いますけど、〇人の所有者の農地を使って、工場を誘致したそうです。

それで、パートを含めて〇〇人以上の従業員の方を雇って地域の経済に貢献して、借地代で収入も入って、皆よかったですよ。

それでバブルが弾けて、その会社が倒産して社長は雲隠れ、それでどうしようかなと迷っていた時に管財の弁護士がやって来て、〇〇〇〇〇〇でその建物を買いたいと言う申し出があったそうです。

それで言い出しの地主は、大急ぎでまずいなと言う事で、その建物を競売だと思うのですが、〇〇まで行って買い求めたと、多分大きな金を使ったと思うのですが、それで今はどうなっているかと言うと、その建物を業者に貸して、賃貸料で固定資産税が何とか払えると言う状況らしいです。

その建物を撤去するのに〇千万以上掛かると言う見積らしいです。

それで、本人曰く先代が残した遺産だと言う事らしいです。

貸すと大変な事になると言う事も有るのですね。

それと後、先週ですけど甲府に会議が有って行って参りました。

研修会です。それで言われた事が、あれをしなさい、これをしなさい。

いっぱい言われて帰って来ました。特に事務局。それとこちらに居る農林担当の人に、皆さんの尻を叩けと、そういう事を言われて来ました。

もっと働けと言う事ですね、だけど人員がいないのですね、何処でもそうみたいです。

人員が揃っていないくて、やりたい事業があまり出来ないと言う事らしいのです。

あとは、あれしろ、これしろと言われたのですが、農業法人が参入していて、農業法人は補助金なのか助成金なのか良く分かりませんが、国からの支援でお金を使っているんで、必ず事業報告、それから会計報告しないといけないらしいのですが、それを怠っている所が多い。

その監視もしなさい。それと、農地の集積、〇〇〇〇〇で丁度〇〇ヘクタールの農地の全部の面積がその位の所を、場所としたら〇〇の〇〇〇の西側ですかね、だから場所としては良いですね。

そこで作っている物が、甘々娘、田圃、大塚人参、それから茄子、それで〇〇ヘクタールのうちの所有者が〇〇名程いるそうです。

〇〇名いて、国としたらそれを大きく三つ位に分けて、担い手と言うか 3人位でそこをやって下さい、という国からの要請があったけれども、〇〇名の所有者の中で甘々娘を作ったり、茄子を作ったり、生活の糧にしているのもとても無理だと、それを纏められないと言うような話を会長はしていました。

地域計画とかは、東の方の会長に聞いたのですが、〇〇〇とか〇〇とかあと〇〇〇とか、殆ど手を付けていないと言う事でした。

そんな会議が先週有りました。それで行って来ました。

今日も案件が沢山あるみたいなので、よろしくお願いします。

事務局 続きまして、開会宣告。会長お願いします。

会長 本日は全員が出席です。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する過半数を超えておりますので、本日の会議の成立を宣言致します。

事務局 続きまして、議長選出。大月市農業委員会会議規則第 3 条に基づき議長を会長にお願い致します。

議長 規則に従い議長を務めさせていただきます。着席のまま議事を進めさせていただきます。なお、会議中の発言は全て挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願い致します。議事の円滑な進行にご協力をお願い致します。

なお、議事進行と事務局説明は着座にて行いますが、誰が発言しているか分かりづらいと言う指摘が有りました。

委員の皆様の説明及び発言については、録音の関係と発言者が分かるように、起立にてお願いします。

日程第 1 議事録署名委員の指名

議長 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

8 番、小俣 好三委員、9 番、小宮 広督委員を指名致します。

日程第 2 議案第 32 号

議長 日程第 2、議事に入ります。

議案第 32 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に対し許可を求める件を上程します。

申請番号 1 について、事務局に説明を求めます。

事務局 議案書の 1 ページ、2 ページの地図と 3 ページの写真を併せてご覧下

さい。

申請地は、〇〇〇〇〇外〇筆、地目は田で面積は合計で〇〇〇㎡です。

譲渡人は〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇です。

場所は、〇〇の〇〇〇地区から〇〇〇の方面に向かいまして〇〇〇〇〇
〇と言う方向に向かいまして、高速道路を超えた所に有ります。

譲渡し人と譲受人の間では、以前から貸借関係を結んでおり、譲受人の
〇〇〇〇さんが耕作をしていたそうなのですが、農地法 3 条の下限面
積要件が無くなった事により、正式に所有権を移したいとして、申請が有
りました。

3 ページの写真のとおり、農地は耕作されており、稲作の収穫も済んで
おりました。

計画では、近くに住む子供夫婦と共に年間〇〇日以上耕作をしたい
と言う事で申請が有りました。

以上なのですが、実はこの申請を受けましたのが〇〇月〇日付けの
受付で受けたのですが、先週ですね、〇〇月の〇〇日に譲渡人の〇〇〇
さんが亡くなられてしまいました。

しかし譲渡人の死亡の場合は、3 条申請自体は有効と言う事ですので、
譲受人についてこの 3 条の許可が可能かどうか、この土地を取得する事
が可能かどうかと言う事について、ご審議頂きたいと思います。

許可書が出されても、所有権移転自体は相続が済んでからと言う事にな
ってしまいますので、直ぐに所有権を移転する事は出来ないのですが、3 条の申請自体は譲受人の場合はそこでストップしてしまうわけですが、譲渡人の場合は、申請自体は有効と言う事ですので、その辺を踏まえてご審議頂ければと思います。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

議 長

続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
地区担当委員の三枝正幹委員をお願いします。

三枝委員

今、ご説明あったとおりに間違いはないのですが、これ数年前から私の方
にお話は〇〇〇〇さんの方からお伺いをしていました。

3 条が変わったということで、今回、私の前任の〇〇様の方に、丁度、

私と切り替わりのタイミングでお話があって、もう切り替わる直前だったので、切り替わってからと話を伺っていました。現地の方も見させて貰ったりしたわけですが、概要はもう本人は数年前から利用していたという事でした。

〇〇さんの奥様の方も詳細をよくご存じで、税の関係とかのやり取りとか数年間続けていたと言う事が分かりましたので、問題は無いと思っていますけど、審議の程よろしくお願いします。

議 長

事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

異議なしの声が有りました。

質疑が無いようですから採決致します。

ただいまの案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可と決定致します。

議 長

続きまして、申請番号 2 について、事務局に説明を求めます。

事 務 局

議案書の 1 ページ、4 ページの地図と 5 ページの写真を併せてご覧下さい。

申請地は、〇〇〇〇〇〇番〇、地目は畑で面積は〇〇㎡です。

譲渡人は〇〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇。

場所は〇〇〇に有る〇〇〇〇〇の近くにある所です。

譲受人の〇〇〇は、近くに有る〇〇〇〇〇の〇〇〇ですが、最近、この総会でも何回か出てきたことが有りますが、周囲の農地を購入し、主に栗の木等の果樹の栽培をしております。

今回も畑を購入し、栗などの栽培をしたいと計画しております。

5 ページの写真をご覧頂きますと、譲渡人が〇〇在住で、左の方の写真なのですが、草が大分生えている状態です。

年に 1・2 回草刈りをするためだけにこちらに来て管理をしているようなのですが、このような状態です。

右側に有るのは、譲り受ける方の〇〇〇がここ数年購入している農地の状況です。

一寸写真が見づらいのですが、ぼつぼつと立っているのが栗の木で

有りまして、もう既に幾つかが実がついているような状況にはなってお
りまして、数年前は左側のような状態だった所も、耕作を実際に行っている
ような状況であります。

農地の管理や何かは以前買った所もしっかり耕作されている状況です。
以上ですけど、ご審議をお願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
地区担当委員の藤本賢治委員をお願いします。

藤本委員 17日の日に会長さん事務局の人と現地で会いました。

現地はさっき話が有りましたように〇〇〇〇〇から東側に約〇〇mか
〇〇m位の所です。

本件の譲渡し人と譲受人は、私の近所と言う事でよく知っているの
ですけど、この2人は私より先輩の小中学校の同級生の間柄です。

譲り渡し人の実家は〇〇年ほど前に両親が亡くなって、それ以降空き
家になっていましたが、当該農地については〇〇に住んでいる譲渡人
の弟が私と同級生なのですけど、週末に〇〇から泊まり込みで来て、今年
の春先まで野菜などを耕作していたようです。

しかし、彼も高齢になりまして、週末に遠くまで来て耕作するのは大変
だと言う事で、今回手放すことになったようです。

また、譲受人については、今事務局から話が有りましたように〇〇〇〇
の〇〇さんをしているとの事です。

ここの地図を見ますと、地図に当該地が有りますけど、その南に道路が
有りますが、その道路の上に〇〇〇〇〇〇と書いて有りまして、その下が
田圃でその下、マークで言うと荒廃地になるかと思えますけど、ここも栗
の栽培をしております。

以上ですけど、ご審議よろしくをお願いします。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

山田委員。

山田委員 私も大体場所は分かるのですが、先程事務局の説明を聞き逃したか
な、坪単価とか分かりますか。

事務局 個人情報で情報は難しいです。

議長 他にございますか。

異議が無いようですので、採決致します。

ただいまの案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可と決定致します。

議長 続きまして、申請番号3について、事務局に説明を求めます。

事務局 議案書の1ページ、6ページの地図と7ページの写真を併せてご覧下さい。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目は畑で面積は〇〇㎡です。

譲渡人は〇〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇です。

場所は、〇〇〇の南側、〇〇〇の直ぐ近くになります。

両者の間では、以前から貸借関係を結んでおり、農地法3条の下限面積要件が無くなった事により、正式に所有権を移したいとして申請が有りました。

7ページの写真をご覧頂ければ分かるように、農地は耕作されており、ご覧のような形で露地野菜等を栽培している状況です。

以上ですけど、ご審議をお願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

地区担当委員の山田政文委員をお願いします。

山田委員 今、事務局で説明したとおりでございますが、〇〇の〇から〇〇m位西に寄った〇〇沿いです。

非常に日当たりが良くて、農地としては非常に耕し易い場所です。

農業委員の〇〇さんの直ぐ近くです。

これ無償と言う事ですが、事情が有って無償で譲るのですが、後でまた出て来ますが、直近の地価で言うと〇万円位しているような場所です。

以上です。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

事務局 今、無償と出たのですが、以前もうお金を払ってあったらしく、だから無償というか、形は無償なのですが、お金自体は渡して、売買は両者

の間で済んでいるような感じです。

山田委員 法的にどうなのかという税法の問題があるはずなのですね、これは売れば譲渡所得税と言うのが当然、これ〇〇坪でしょ、坪〇万としても〇〇万、長期譲渡としても10%掛かるのですよ。

議長 他にはありませんか。
質疑が無いようですから、採決致します。
ただいまの案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。
全員賛成ですので、許可と決定致します。

議案第33号

議長 続きまして、議案第33号、農地法第5条の規定による許可申請に対し意見を求める件を上程します。

申請番号1・2については、関連が有りますので一括審議したいと思います。

事務局に説明を求めます。

事務局 議案書の8ページ、10ページの地図と11ページの写真を併せてご覧下さい。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇番〇と〇〇番、地目は畑で面積は〇〇㎡と〇〇㎡です。

小さな面積なのですが、複雑な形なので一寸10ページに有るように一寸拡大しておきました。

場所は、今います〇〇〇〇の北側、〇〇〇の〇〇〇の直ぐ手前の場所です。

転用目的は宅地への進入路と言う事ですけど、今場所については〇ヶ月程前の〇月に申請が有りまして、〇〇〇〇さんと言う、今申請が出ている土地の右側の方の土地ですけど、ここに家を建てると言う事で許可が出た所です。

実際に家はもう作り始めているのですが、その申請の際に家の前に細長い僅かな土地が残っておりまして、それが農地で有ったと言う事でこの狭い所に農地が残っているのは良くないので、この状態はいずれ是正して下さいと言う事で、こちらの方でも〇〇さんに指導していた所で

す。

それが今回申請に出て来たと言う事です。

申請者の2人は〇〇と〇〇と言う〇〇の関係になります。

家が隣り合っており、この土地が相続の関係で〇〇さんと〇〇で共有と言う形で、この土地を相続した訳です。

ですけど、この状態では家の前が農地と言う事では、将来的にも困ると言う事で、今回それを分筆しまして持分の半分だけをそれぞれに渡す。共有している方の1/2分をそれぞれの家の方に渡すと言う形で、形としては交換になるのですが、それぞれに渡すと言う事です。これによって〇〇〇さんの農地は〇〇〇〇さんだけの所有の土地になりますし、〇〇〇〇さんの前の〇〇の〇については、〇〇さんの所有と言う事で綺麗さっぱりすると言う形になると言う事で申請が有りました。

以上ですけど、ご審議をお願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
地区担当委員の小宮広督委員をお願いします。

小宮委員 10月の17日に事務局と会長、それと私で現地視察に行きました。
今、説明が有ったとおり〇月に総会に取り上げられた場所なって、隣接した土地で、その時にやって頂ければ一番良かったのではないかなと言うような、ほんの小さな土地なのですが、家と宅地に囲まれた、少しの土地なので、問題ないと思いますのでご審議よろしくをお願いします。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。
ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。
異議なしの声が有りました。採決致します。
賛成の方は挙手をお願い致します。
全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議長 続きまして、申請番号3について、事務局に説明を求めます。
事務局 議案書の9ページ、12ページの地図と13ページの写真を併せてご覧下さい。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇外〇筆、地目は畑で面積は合計で〇〇m²です。

そして当日行った所には、〇〇の右側緩やかな土地なのですが、30cm程の草がいっぱい生えていまして、その〇〇、先程言われたように〇〇〇の〇〇〇が有りまして、その撤去作業並びに下の方の土地に新たに建て替えると言う、そういう工事のために一時転用と言う目的の案件でございます。

そこに行くためには、〇〇の〇〇さんの土地を歩いて行かないと行けないので、そこに私が思うのには鉄板を敷き詰めて車の出入りをして、機材及び資材置場として、そのための案件だと思います。

当日は先程言ったように、草ぼうぼうだったのですが、私、こちらに来る機会があったので気になって見たらもう草も綺麗になっていて、今日また見て来ましたら、奥の方に有りました大きな木、アカシアの木何本かもう切り取って、パイプで回りの場所を区切ったと言う感じで、柵をして工事と言うか作業をしている状況が見受けられました。

前に比べて草も刈ったので広々とした感じで、私来たのですが、一時転用を目的とした案件ですので、皆さんご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手の上、お願いします。

異議なしの声が有りましたので、採決に入ります。

ただいまの案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議案第 34 号

議 長

続きまして、議案第 34 号、農用地利用集積等促進計画に対し意見を求める件を上程します。

これについては、産業観光課農林業担当の所管でありますので、農林業担当の條々力君に説明を求めます。

條々主事

大月市産業観光課農林業担当の條々より、〇〇〇〇地区における中間管理機構を介した農地の利用権の説明をさせていただきます。

17・18 ページの地図と 19・20 ページの写真を併せてご覧下さい。

まず、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、

ている○筆についてですが、これは以前から○○地区で課題となっていた○○○○○○の貸借していた農地となります。

先日、農務事務所・大月市・○○氏で○○○○○○○○の自宅を訪問し、○○○○○○は解約、残りの期間を○○氏が引き継ぐ事で合意しました。

○○○○○○が放置していた期間、荒れてしまっていたが、○○氏が自身で復旧し耕作する事となり、ここで正式に引き継がれる事となります。

以前から課題になっていた農地であり、意欲ある農業者に引き継ぐ事で周辺の農地への悪影響も防ぐ事が出来ると考えております。

次に、令和○年○月○日から令和○○年○月○日までとなっている○筆について、山梨県の機構借受け農地整備事業の活用を予定している土地であります。

この制度は、農地中間管理機構による集積を行う、農地の再生作業や農用地保全にかかる作業を農業者に代わって、市の発注により行うものです。

補助上限額は○アール○万円で、今回予定している面積が○反部なので約○○万円が上限となります。

県の10割負担による事業で、市の支出は有りません。

この事業を活用し、秋・冬の間農地を再生し、春から作付けを開始する予定との事です。

早急に事業に取り掛かるために、貸借期間を○○月○日としておりますので、ご理解の程よろしくお願い致します。

最後に令和○年○月○日から令和○○年○月○日迄となっている農地ですが既に大豆等栽培しており、味噌店等に出荷しているとの事です。かなり高い評価を受けているとの事です。

農地の所在はいずれも○○地区内で有り、大豆・大麦・米の栽培を予定しております。

今回、利用権を受ける○○氏は移住者で個人的なやり取りで、農地を使用、各地の農業者の指導を受けており、ここで正式に自身で農地の貸借を受け、農業者として自立したいと考えているとの事です。

既に、本人から認定農業者を目指したいとの意欲も聞き取っており、今後〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇と共に〇〇地区等でも農地を増やして行く予定との事です。

本市としても、意欲ある生産者が増える事は農業振興に寄与すると思われ、主な生産物の大豆は、有機味噌で全国的に有名な〇〇〇〇〇〇〇〇から高い評価を受け、卸売が決まっているとの事です。

玉葱研究会の受けている農産物開発等により新たな特産品となる事が期待されます。

以上の事から、利用権設定を行う事で意欲ある農業者へ農地の配分集積をする事が出来、農業委員会及び市の課題でも有る農業振興へ繋がると考えられますので、本件の審議をよろしくお願い致します。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。地区担当委員の藤本賢治委員をお願いします。

藤本委員 今、説明して頂いたのですが、私も17日の日に会長さんと一緒に現地を確認しに行きました。

現地は、〇〇〇の〇〇〇と〇〇〇の間に有る〇〇〇〇の下に位置しています。

場所は〇〇を走る〇〇と一面に広がる田園風景がバッチリと言う事で写真愛好家の間では有名なスポットとなっているようです。

そんな場所ですが、近年は所有者の高齢化等によりまして、不作付け地が多くなってきています。

そんなような背景も有って、申請者の〇〇さんが中間管理機構を介しての本件の提出になったようです。

なお、〇〇さんは既に今説明が有りましたように、昨年と今年当該農地で大豆等の耕作をしております。

また、当該農地以外でも〇〇や〇〇地区での耕作をしているようです。参考までに、この〇〇地区に於いては既に他の方も中間管理機構を介しての耕作を行っています。

以上ですが、よろしくお願い致します。

議長 ただいま、事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手の上、お願いします。

山田委員。

山田委員

説明ありがとうございました。

幾つかお聞きしますが、説明が有ったかどうか分かりませんが、賃料についてはいくらなのか知りたいのと、〇〇〇〇さん、今亡くなられた〇〇〇〇〇の方の土地、これがどの地番なのか一寸知りたいのですが、これ私が2年前に係わってしまして、当初〇反部位有ったはずなのですよ、ここを見ると一寸どこなのか分からないので、ここには入っていないのか同課の確認をしたい。

認定農業者になりたいと言う事を〇〇さんが言っていて、今の説明だと今やっている事を評価すると、認定農業者になりうると思うのですが、いつ頃認定されるとかそういう事が分かったら教えて下さい。

あと最後になりますけど、これまでに〇〇〇〇〇の土地を何反部か借りて、コメを作ったり大豆を作ったりしていますので、その面積、これから借りる予定が有るようなのですが、それを併せて合計の面積を知りたいのですが、今、分からなければ後でも良いのですがこれを教えて頂きたい。

今、いくつか質問しましたが、よろしくをお願いします。

條々主事

まず賃料なのですが、一応、〇〇地区の農地に関しては地主さんとの交渉の結果、固定資産税相当額と言う事になっておりますので、概ね〇〇㎡で〇円、〇〇円の所も有るのですが、一応〇円前後ぐらいの金額になっております。

藤本委員

このリストには無いようです。息子さんの名前も〇〇さんの名前も無いようです。

山田委員

実際には2年前に大豆を作って、今年も多分作っていますよね。

今回は、入れないでくれと言う事ですよ。

実態としては〇反部位貸しているのですが、図面と今見比べて無いので、それは事情が有ると思いますので、これ以上言いませんが、実際には入らないで良いじゃない。

藤本委員

今、委員が言われたように、大豆等作っているようです。
ですが、名簿には載っていないようです。

條々主事

認定農業者になる日程なのですが、一応そこに関してはここで正式に、ここで初めて農地を借りて農業者としてスタートしますので、それを受けまして〇〇さんとの相談の中で書類を提出して頂き農業者になるための、それをまた改めてこちらの農業委員会にかけると言う形になりますので、一応最短でも年は明けてしまうかと思えます。

山田委員

来年の初め位と言う事ですね

條々主事

年度内を目標としたいと思っていますので、その際、審議をお願いしますので、よろしくをお願いします。

全体の面積を一応計算したのですが、〇〇さんからは全体で〇町部、なので〇〇反になると聞いています。

山田委員

〇〇の方はこれ手続きをしていましたか。

條々主事

まだしてないです。

山田委員

それはまだ出てない。

條々主事

これからです

山田委員

これから出ると言う事ですね。

正式に手続きを踏んでいるものが分かれば教えて。

〇〇さんの部分が今出ていないので。

議 長

他に何方かございませんか。

原委員。

原 委員

今回この議案 34 号、一寸難しい問題については、條々さんが説明をされているのですが、一回聞いただけでは聞き逃しが大分多くて、難しい言葉も有るようですから、出来たらこういう難しいものについては、簡単で結構ですから、これ以外に私共に配布してくれる資料を作って下さい。

條々主事

分かりました。

議 長

他にございませんか。

質疑が無いようですから、採決致します。

賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、異議なしと決定致します。

慎重に対応して下さいと言う事で、ここでも一寸お話させて頂いた経緯が有ります。

その後も農林担当の方に、そこが農振地かどうか確認の通知が、最近減って来たのですが、毎週 2 件 3 件とファックスが届いて、この土地は青地かどうか教えて下さいというのが、毎週今でも来ています。

市内、無作為だと思うのですが、〇〇の〇〇〇〇さんの所に、山の方の道から外れたような所の土地についても来ているので、市内に無作為に来ていると言う状況です。

こんな場でも個人の土地なので何とも言えないですけど、非常に安い土地ですし、気を付けて貰いたいと言う事は一寸言いました。

実際に私の方に、申請をしたいと言う話は一度も来ていないと言う状態です。

議長 家の方にも〇件ありました。山の中腹の所の杉の木が植えて有る所で、その所は、地元の皆さんの水源にもなっているのです、堪忍して下さいと言ったのですが、という話になりました。

平山委員 太陽光発電と言うのは、以前は結構歓迎をしていたのですが、近年は迷惑施設に近い物になっている。

迷惑施設になりつつあるものを、税の上では優遇をしていると思うのですよ。

農業委員会からの要望として、税の優遇についての見直しとか、そんな事は要望できますでしょうか。

事務局 それは課長の方に、こんな意見が有ったと言う事で伝えたいというふうに思います。

県内においては、一昨年条例が出てハザードマップの当る所は、許可を得てからではないと出来ないとか、そうでない所も確認をしてから申請をして下さいと言うふうに、ハードルが少し高くなって来ている事は確かです。

ここ何年かは減っている事は確かですし、申請自体も昨年度 1 回有ったか無いか位だったと思うので、減って来てはいるのですが、そういうふうに県としても、一寸見直しはしている状況のようではあります。

税の事は課長に一寸お話をさせて頂きたいと思います。

議 長

小宮委員なんか有りませんか。

小宮委員

近年、たぶん個人で産業用をやるというのは難しいのではないかと、と言うのは、前は金額が決まっていた保証されていたのですが、今はもう変動式でしかも値段が相当安くなって、始め 45 円位から始まったのですが、今は 20 何円とか、それはさっき言った畑を買う色んな業者がいて、そういう所が二束三文で借りたりして、纏めてやって、そういう形でないとやっていけない位の状況なので、今から畑を太陽光にと言う話は個人ではないと思うのですね。

家庭用の屋根につけるやつは、比較的簡単で自分の所で電気を使うと形なので、産業用の物は県に出す審査がものすごく厳しくなっているのですね、家なんかも太陽光をやっているのですが、毎年毎年その申請と言うか必ず出すのですが、途中で切られてしまうと言う、そういう形も出て来ているので、多分農業委員会に上がって来るのは相当減ると思います。

個人でもし話が有った場合には、あまり飛び付いても儲けにはならないと思った方が良いのではないかと思います。

一概に僕なんか考えると、質素に自然のものと考えた時に太陽光とかまるっきり必要無くなるかと言うのは一寸分からないので、必要が無くなるかと言うか、そういう事で片付けて良い物か一寸、風力とか色んなものとして、代役として新しいものが出てくれば良いのですが、一寸場所によって、例えば農地とか色んな環境が変わるとか、そういう物以外あと危険性、山やなんかで作った場合、家なんかも山に作っているのですが、最近の作ってある山に有る物は、雪で潰れるのではないかと、災害を起こすのではないかと、形が目に見える物が有るので、そういう物は規制して欲しい。

大体耐用は 20 年で終わりになるので、この辺で多分形が変わって来ると思うので、農業とか地域の色んなそういう物を考えた時に確かに不要な気もするのですが、ただエネルギーの部分で考えた時には、必要が有ると思うので資源として。

たださっき言ったように、もう国として優遇されている処はほぼ無い
のでは無いでしょうか今は。

家庭用の物は有ると思うのですが、元々産業用の物には補助金とか
は一切無いので、そういう物には補助金はいません。

議 長 他に何かございますか。
無いようですから、事務局からございますか。

事 務 局 (諸連絡)

議 長 よろしいですか。他にございませんか。
本日の日程は全て終了致しました。
議事進行にご協力ありがとうございました。
職務代理から閉会をお願い致します。

職務代理 長時間に渡りまして、慎重審議大変ご苦労さまでした。
以上をもちまして、第 10 回大月市農業委員会総会を閉会致します。
ご苦労様でした。

以上は、この会議の概要を記録したものである。

令和 5 年 10 月 25 日

議事録署名委員と共に署名する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員